

第 11 回 障害者政策委員会

基本方針に関する意見記入用紙

団体名 NPO 法人全国精神障害さ地域生活支援協議会（あみ）

基本方針に関する以下の点について、ご意見をお聞かせください。

1. 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項（2・3号関係）

1-1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方として、どのような場合を差別的取扱いと考えるのか。

障害があることにより、障害がない人とは異なった場面や条件を強要されること。

- ・ 今も残る障害者に係る欠格条項
- ・ 一般医療とは別に定められた精神科医療制度の存在（精神保健福祉法そのもの、事実上残っている入院医療における精神科特例）

1-2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方として、正当な理由がある場合は、差別とはならないとされているが、どのような場合に正当な理由があると考えられるのか。

「不当な差別的取扱い」に「正当な理由」があるのだろうか。

本人にとっては「不当」な取り扱いではあるけれど、本人または第三者への著しい危険が明らかな場合に例外的に行われる強制医療等は考えられるが、その必要性については説明可能なものでなければならない。

「正当性」ではなく、「例外的」かつ「緊急性」のある行為として、行為者がそのことを立証可能であることが必要であり、かつ障害者差別解消支援地域協議会における報告と承認が求められるのではないか。

1-3 合理的配慮の基本的な考え方として、どのような場合に、どのような配慮が求められると考えられるか。

精神障害者が、障害を理由とした社会参加の阻害状況を生まないようにする

ため、例えば次のようなことが考えられる。

- ・疲れやすさ等の障害特性に配慮し、休憩時間の回数を増やしたり、勤務時間を短縮することや、通勤時間の配慮（ラッシュを避ける等）
- ・薬の副作用への配慮。（口渇がある人への水分補給の保障等）
- ・感覚過敏のある人への配慮（耳栓をする、サングラスをする等）
- ・こだわりや儀式の受容

- 1-4 合理的配慮については、その実施につき「過重な負担」が生じる場合には、合理的配慮をしなくても良いということになるが、どのような場合に「過重な負担」と考えるのか。その判断要素をどう考えるか。

「過重な負担」であるかどうかは、その行政機関や事業者の規模や財政状況とともに、個別具体的な事情によるところが大きいと考えられる。

しかし、それは「合理的配慮をしなくても良い」ということにとどめるのではなく、その個別具体的な事情についても、障害者差別解消支援地域協議会による検証を行うこと等により、合理的配慮の全体としての水準を上げていく努力が必要である。

- 1-5 各行政機関等及び事業者において、障害を理由とする差別を解消するための取組として望まれる取組（職員・従業員の研修、相談・紛争処理体制の在り方など）はどのようなものがあるか。

- ・職員・従業員に対する障害理解（生活のしづらさの実態や、求められる支援のあり方等）を深めるための研修会の開催
- ・各行政における障害者施策や事業者における障害者への対応のあり方を検討する際には、障害当事者の参加を必須とすること

2. 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項（2号関係）

- 2-1 対応要領に記載すべき事項として、どのようなものがあるか（例えば、不当な差別的取扱いとなる行為の具体例・合理的配慮の好事例等、相談・紛争解決体制等）。

- ・ 行政機関の窓口におけるプライバシーへの配慮（環境の整備と職員の対応についての教育等）
- ・ わかりやすい行政文書の作成
- ・ 障害者雇用の促進（例えば、精神障害者の場合は、中途障害であるため就職活に入った際の年齢が公務員の採用年齢から外れることも少なくないため、少なくとも障害者枠での募集をする場合は年齢制限を撤廃するなどしてはどうか。また知的障害者のについては、一般の筆記試験とは別の試験形態が必要ではないか）

3. 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項（3号関係）

- 3-1 対応指針に記載すべき事項として、どのようなものがあるか（例えば、不当な差別的取扱いとなる行為の具体例・合理的配慮の好事例等、相談・紛争解決体制、主務大臣による助言・指導等に関する事項等）。

障害を理由とした差別的取り扱いとして、次のような事例がある。

- ・ 賃貸アパートの入居拒否
- ・ 店舗への出入り禁止

4. その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項（4号関係）

- 4-1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動、情報（具体的な相談事例、国際的動向等）の収集・整理及び提供について、どのようなことを期待するか。

- ・ 障害者差別の事象に対する公平な第三者機関の相談・解決窓口の常設必置
- ・ 啓発活動は、その対象者（行政職員、福祉事業者、民間事業者、市民、障害当事者）のそれぞれに合わせたものが必要。なお、そこにおいては、障害当事者および家族の参加が必須

4-2 障害者差別解消支援地域協議会について、どのような機能や取組を期待するか。

すべての自治体に必置とすべきである。

なお、期待される機能は次の点である。

- ・「不当な差別的取扱いにおける正当な理由」や「合理的配慮の過重な負担」を判断する機能
- ・差別事象の紛争の解決
- ・好事例の収集と公開

5. 上記以外の事項

上記質問のほか、基本方針の作成に当たり留意すべき点や整理すべき点等があればお聞かせください。

- ・対応可能なものは、法の施行を待たず順次取り組んでいくこと
- ・民間事業者の努力義務規定のなかでも、住宅の確保等、生活の維持に関わる極めて重要なものについては義務規定とすること
- ・障害がある人もない人も、それぞれが社会の構成員であることを実感していけるよう、統合教育等、子どもの頃から障害理解の教育が保障されていかなければならないこと
- ・問題の指摘のみではなく、よい取組みを広げる努力の必要性

(以上)